

# 累進歩合制によるオール歩合を排除

粘り強く精力的に交渉図る

(全自交中国地方協議会)

2012年2月27日 広島ダイヤモンドホテルで春闘討論集会を開く



全自交中国地方協議会（広島地本・岡山地本・山口地本）は、2月27日、広島ダイヤモンドホテルで、春闘討論集会を開きました。集会には各地本から51名が参加し、春闘方針と、統一要求について意思統一を図りました。

来賓として中国運輸局から自動車交通部旅客第二課の富田課長に出席を頂き、「タクシーを巡る最近の情勢について」又、全自交労連本部からは、待鳥中央執行副委員長に出席を頂き、「特措法から

2年半のタクシー状況と課題—春闘で職場点検、仲間の意志結集を」の演題で講演を頂きました。

挨拶に立った北岡議長は「昨年、発生した東日本大震災から本格的な復旧・復興への取り組みや、欧米の金融不安、さらにこうした背景による歴史的な円高など、取り巻く環境は、かつて経験した事がないほど厳しい状況となっているが、少しでも明るい年となるよう運動の前進を皆さんとともに図っていききたい。特措法の施行から2年5ヵ月とうとうしていません。月が経減車が進んだ所は、それなりの増収があり賃金増となった地域もあるが、累進歩合によるオール歩合の移行という賃金体系の変更などの影響もあり、これ以上、賃金を下げられない所まで賃金水準が下がりきって、賃金改善に影響するまで至っていない状況です。特定地域の減・休車は1年余前から上積がされておらず中国運輸局内でも運輸局が示した適正車両数に近づけるためには、20～30%の減・休車が必要であるが、現在10%にもみたくないのが実情で、私たちが期待した特措法の効果が現れていません。従って特措法の目的であるハイタク労働者の賃金・労働条件の改善を達成するには、極めて不十分であり、残り半年で大幅な減車が達成される可能性は低く、減車に強制力のない現行の特措法では、いつまでたっても抜本的な労働条件改善を実現することは難しく特措法の限界が感じられます。私達全自交労連がこれまで全タク連と共に民主党タクシー議連と連携してきたタクシー需給調整ができる事業法の制定を早期に実現させるために、運動を盛り上げて行かなければなりません」と挨拶し、春闘方針について「全自交第88回中央委員会で決定された方針に基づき、累進歩合制によるオール歩合を排除し、固定給中心のA型賃金の再構築で労働分配率の改善をはかるためには、今までとは違う春闘の取り組みで、粘り強く精力的な交渉を図って行きたい」と強調しました。

中国運輸局富田課長より「タクシーを巡る最近の情勢について」

- ① 広島交通圏の輸送実績
- ② 減車の進捗状況
- ③ 特定事業計画の進捗状況・監査状況
- ④ 交通環境問題・活性化

の講演後、質疑討論に入りました。

質問：山口地本、岸さん：

タクシー事業者の調査・監査について非協力事業者に対してどのような指導がされているのか？

答弁：

- ① 市町村合併により営業区域が変わっている所があるので支局で調査する。
- ② 営業区域外は違法であるが入構権については、JRの取り決めがあるため、運輸局としては判断が難しい。

本部、待鳥中央執行副委員長より「特措法から年半のタクシー状況と課題」、「春闘で職場点検、仲間の意思結集を」の講演で春闘とは産業別統一闘争であり、すべての同じ産業で働く労働者・労働組合と一緒に闘い労働条件の底上げをやる役割がある。要求書を提出し主張しなければ現在の賃金も守れない。特措法の施行から2年半が経つが、広島交通圏では約260台(7.6%)全156特定地域では約24000台(12.5%)の減・休車となっている。中国ちほうについては、全国平均にも達していない状況でまだまだ不十分である。東京・大阪のように20%近い減・休車された地域においては対前年5%位台当たりの營收によって歩合率が階段状に上がる賃金であるが法的に禁止されて、月例賃金では殆んどないが一時金と合わせて累進歩合になっている。台当たり營收が上がれば賃金も上がるため、経営側から累進歩合の見直し(賃下げ)の提案がされても許してはならない。最低賃金について労働時間の効率化として車が動いていない時間・休憩時間等の最賃逃れを各職場で点検する。最近の減車状況から今の特措法ではこれ以上減車の上積みをするには強制力がないため限界がある。4.13」通達により現在運輸局による調査・監査が実施されているが、効果が現れず自主減車には限界がある。2010年4月民主党タクシー議連を結成し、新たな「タクシー事業法」について検討され、抜本的な道路運送法の改正により「一般乗用旅客自動車運送事業法」(仮称)の法案成立に向けて取り組みが進められている。

昨年12月2日の民主党タクシー議連総会でのタクシー事業法の概要及び、新潟交通圏タクシー事業者に対して公正取引委員による銅線禁止法違反(運賃カルテル)について説明を受けました討論会終了後、広島地本41回中央委員会が開かれ松井書記長より広島地本2012春闘統一要求について提案がされ、満場一致で統一要求が決定されました。

### 全自交広島地本春闘統一要求

- 1. 生活を維持できる賃金確保のため、賃金体系は基本給と諸手当による固定給部分を主体に、歩合給を上乗せした型賃金とすること。
- 2. 賃金よう求は、賃金体系に拘らず組合員1人当たり月額原資10,000円(年収増額原資12万円)とすること。

3. ハイタク運転者最低賃金は1時間800円とし企業内最低賃金として協定化すること。
4. 退職金は、B型・A型賃金においては新たな退職金制度を確立し5年＝50万円以上、10年＝100万円以上とする。また、中小企業退職金共済制度へ加入すること。
5. 有給補償や、通勤手当は月例賃金額（歩合率）とは別枠とすること。また、有給休暇の賃金補償は仮想運収方式とすること。
6. 休日・時間外労働に対する適正な割増賃金を支払うこと。
7. 年金支給年齢と連動した定年延長を実施するとともに、高年齢者雇用安定法に対応し65歳までの安定した継続雇用を実施すること。
8. 非正規雇用者の組合員化、同一労働・同一賃金の原則をふまえた待遇改善をはかること。